

山形大学大学院教育実践研究科
新入生並びに保護者 各位

山形大学諸会費納入事務局

各 団 体 の 趣 旨 説 明 書

学生教育研究災害傷害保険

本学では、学生生活中に不慮の災害事故などにあった場合に、補償を受けることができる「学生教育研究災害傷害保険」、ならびに正課中（臨床実習、看護実習などの医療関連実習を除く。）、学校行事中及びその往復途中で他人にケガをさせたり、他人の器物を破損したことにより生じる損害賠償責任事故を保証する「学研災付帯賠償責任保険」という制度への加入を勧めております。

これは、被保険者が大学の教育研究活動中に生じた事故、ならびに通学及び学校施設等相互間の移動中に発生した事故などによって、身体に障害を被った場合や、他人にケガをさせた場合に保険金が支払われるものです。インターンシップや教育実習等ではこの保険への加入が義務づけられている場合が多く、加入していない場合は参加できないことがあるため、原則として全員加入としております。

詳細については、ホームページに掲載されている「学生教育研究災害傷害保険のご案内」及び「学研災付帯賠償責任保険のご案内」等をご覧ください。

また、加入申込は保険料の納入をもって代えさせていただいております。保険証書は発行されませんので、同封の保険のご案内は必ずお手元にご用意願います。

なお、生活面をサポートする保険は、それぞれ希望者が加入する任意加入となっております。（「大学生協取扱の保険（学生総合共済等）」及び「学研災付帯学生生活総合保険」等）ご希望に合わせて加入願います。

保険資料は合格者用ホームページに掲載されています

＜問い合わせ先＞山形大学小白川エンロール・マネジメント部
学生支援課学生支援担当
TEL：023（628）4135

山形大学地域教育文化学部後援会

山形大学地域教育文化学部後援会は、別添会則のとおり家庭と学部との連絡を緊密にするとともに学部の教育活動を援助することを目的とし、保護者を正会員として組織している団体です。その事業は、会員の皆様との連絡のもとに立案され、教育活動・就職活動の援助を主として、皆様方からのご意見・ご希望を拝聴しながら大学と連絡・調整を図り運営しているところであります。

つきましては、ご子弟の入学にあたり、その趣旨にご賛同の上、会員としてご協力賜りますようお願いを申し上げます。

＜問い合わせ先＞山形大学小白川キャンパス事務部
総務課（地域教育文化学部）
TEL：023（628）4304

山形大学校友会

山形大学校友会は、山形大学の在学生、卒業生、役員、教職員及び本会の趣旨に賛同いただいた方を会員として、平成18年12月に設立されました。会員数は約3万人で（令和4年3月現在）、会長は玉手英利学長です。

本会は、山形大学の発展に寄与するため、学生の学業及び課外活動等への助成並びに全学的なキャンパス間の交流活動を支援するとともに、会員相互の親交を図り「山形大学コミュニティ」の醸成・強化に資することを目的とする全学組織です。

現在行っている主な支援事業は以下のとおりです。

- ① 山形大学グローバル化支援（「外国人との対話の先に見える世界」発見プログラム、大学間交流協定大学への短期派遣留学生、博士課程学生研究発表）
- ② 学生の修学支援（英語合宿、校友会大学院学生表彰（校友会長賞）、学生推薦図書の購入、山形美術館を活用した修学支援、データサイエンススタディセッション）
- ③ 課外活動支援（大学祭、雪合戦大会、ビーチサッカー大会、公認サークル）
- ④ 学生の就職活動支援（公務員志望学生に特化した早期自己開発キャリア支援、障がい学生への早期キャリア支援、合同企業説明会参加学生への就活応援セット提供、学生によるキャリアCaféの運営、「留学生OBから見た日本の企業文化及び会社へのアプローチ方法」本を出版）
- ⑤ 大学・社会貢献活動支援（科学で子供たちに笑顔を届け隊、山形大学SDGs始動事業、同窓生と在学生をつなぐ「山形大学史」資料アーカイブ構築、山大生による山形大学の魅力発信プロジェクト）
- ⑥ 会員相互の親交を図る事業（校友会会員となった新入生への入会記念品の贈呈、校

友会「学生幹事」による校友会PRと自主的な活動，卒業生と大学・学生との連携，若手卒業生の組織化、卒業・修了留学生への記念品の贈呈、交流プラットフォーム事業、各キャンパス等のイベントを利用した校友会及び同窓会のPR、各学部同窓会と校友会の情報共有事業)

山形大学校友会ウェブサイト



山形大学校友会交流プラットフォーム



＜問い合わせ先＞山形大学エンロールメント・マネジメント部
校友会事務局
TEL：023（628）4867



山形大学地域教育文化学部後援会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、山形大学地域教育文化学部後援会と称する。

第2条 本会は、家庭と学部（大学院地域教育文化研究科，養護教諭特別別科及び大学院教育実践研究科を含む。以下同じ）との連絡を緊密にするとともに，学部の教育活動を援助することを目的とする。

第3条 本会は，次の会員をもつて組織する。

- (1) 正 会 員 本学部学生の保護者
- (2) 特別会員 本学部の教職員
- (3) 賛助会員 本会の事業を援助する者

第4条 本会の事務所は，山形大学地域教育文化学部内に置く。

第5条 本会は，次の事業を行う。

- (1) 家庭と学部との連絡
- (2) 学部教育活動の援助
- (3) 学友会活動の援助
- (4) その他本会の目的を達するに必要な事項

第2章 機 構

第6条 本会に，次の役職員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名
- (3) 常任理事 若干名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 監 事 若干名
- (6) 幹 事 若干名
- (7) 書 記 若干名

第7条 会長，副会長及び常任理事は，理事会において会員の中から推挙する。

理事，監事，幹事及び書記は，会長が委嘱する。

第8条 役員の任期は，2年とする。ただし，再任を妨げない。（学部職員の理事の半数は，1年とすることができる。）

第9条 会長は，本会を代表し，会務を総理する。

副会長は，会長を補佐し会長に事故のあるときはこの職務を代行する。

常任理事は，会務を処理する。

理事は，本会の重要案件を講定する。

監事は，会計を監査する。

幹事は，事務を処理する。

書記は，事務を分担する。

第10条 本会に，顧問を置く。顧問は，学部長その他の適格者を推挙する。

顧問は，理事会に出席し，意見を述べることができる。

第11条 次の事項は，理事会の決議を経るものとする。

- (1) 会則の変更に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) その他重要事項

ただし，緊急やむをえない事項があるときは，常任理事会の決議をもって処理し，次回の理事会の承認を求めなければならない。

第12条 理事会は、年2回開催するものとする。ただし、会長が必要であると認めたときは、臨時に開くことができる。

2 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

第13条 理事会の議決は、出席者の過半数の同意を必要とし、可否同数の時は、議長の決するところによる。

第14条 常任理事会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

第3章 会 計

第15条 本会の経費は、会費、寄付金及び雑収入をもってあてる。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第17条 本会の資産は、会長が保管する。

第4章 雑 則

第18条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、常任理事会の議を経て、会長が別に定める。

附 則

この会則は、昭和60年4月12日から施行する。

附 則

この会則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年6月17日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成21年7月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成26年2月19日から施行し、平成25年10月1日から適用する。

附 則

この会則は、令和3年3月24日から施行する。

山形大学地域教育文化学部後援会運営細則

第1条 山形大学地域教育文化学部後援会会則（以下「会則」という。）第18条の規定により、この細則を定める。

第2条 会則第6条第3号の常任理事は、次の各号により推挙する。

(1) 正会員の理事から各学年に各1名

(2) 特別会員の理事から2名

2 会則第6条第4号の理事は、次の各号により委嘱する。

(1) 正会員から各学年に各3名

(2) 特別会員の教員から4名

附 則

この細則は、昭和60年4月12日から施行する。

附 則

この細則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年6月17日から施行し、平成17年4月1日から適用する。